

1993年3月2日

大蔵大臣

木本 孝義良三 殿

全国消費者団体連絡会 (構成14団体)
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

東京消費者団体連絡センター (構成50団体)
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

日本アルコール問題連絡協議会 (構成11団体)
東京都千代田区神田神保町1-17

酒税の特例を定める租税特別措置法の改正についての緊急申し入れ書

政府は今国会に、租税特別措置法の一部を改正する法案を提出しております。そして、その中に、酒税法の特別措置として、「蒸溜酒等のうちアルコール分が13度未満のものに対しては、各酒類の基準税率を基本として、そのアルコール分に応じた税率を適用する」旨の定めを設ける改正案が盛り込まれています。私たちは、この改正案に反対します。

もとより租税は国家財政の資金を得るためのものですが、税の多寡により商品の需要や経済活動にさまざまな影響を与えることから、租税を新設したり、変更したりする場合には、単に税収のことばかりでなく、それが社会にどのような影響を与えるかを、慎重に検討したうえで行なうべきものと思われまます。

この改正法が成立すると、たとえば水割りウイスキーなどが自動販売機で大々的に売られるようになることは明らかと思われまます。これは未成年者の飲酒防止のため酒類の自動販売機を全廃しようとする動きが、市民団体や医療関係者ばかりでなく、小売酒販業者自身からも活発化している今日、事実上、それに逆行する効果を生じさせるもので、大変遺憾です。さらに、缶飲料は資源回収問題や空き缶の散乱等、ゴミ公害を助長する大きな要因にもなっています。

つきましては、このような社会情勢を配慮し、今回の改正案を白紙撤回されることを申し入れます。また、かりにこの法案が法律として成立した場合においては、たとえば水割りウイスキー等が自動販売機で販売されることのないよう、適切な行政指導その他の措置を講じられますよう併せ申し入れます。